

令和3年度第7回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和3年10月21日（木） 16時00分開会
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員（職務代理者）	津曲 貞利
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	辻 慎一郎
総務課長	小村 真二	施設課長	矢崎 順一
文化財課長	圖師 みゆき	美術館副館長	池田 雅光
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	佐土原 隆
学校教育課長	山下 聖和	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	猿渡 功	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	西國原 学	学校ICT推進センター所長	木田 博
中央学校給食センター所長	濱田 有希		

◇ **書記**

総務課主幹	竹村 香帆	総務課主任	大浦 亜弥子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 3 6 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕
 - 定第 3 7 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正について〕
 - 定第 3 8 号議案 特別職の職員の給与に関する条例等一部改正に係る議案についての
意見に関する件
 - 定第 3 9 号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件
- 6 報告事項
 - (1) 新 1 年生見学パスポートの有効期限延長について
 - (2) 市議会関係の審議結果等について
 - (3) 鹿児島市立小中学校区審議会への諮問について
 - (4) 鹿児島市立中学校 2 年男子生徒水難死亡事故について
 - (5) 明和中学校給食調理場における火災事故について
 - (6) 教育委員会関係訴訟の判決確定について
 - (7) 令和 4 年度以降の成人関係式典等について
 - (8) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和3年度第7回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 津曲委員が遅れて来られますが、現段階で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、立元委員と私が行います。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第36号及び第39号議案は人事・人選等に関する案件、定第38号議案は市議会提出前の意思形成過程の案件、報告事項（4）及び（6）は個人情報の保護を要する案件、報告事項（5）は現在捜査中の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第36号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第38号議案 特別職の職員の給与に関する条例等一部改正に係る議案についての意見に関する件

同意

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第39号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(4) 鹿児島市立中学校2年男子生徒水難死亡事故について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(5) 明和中学校給食調理場における火災事故について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(6) 教育委員会関係訴訟の判決確定について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第37号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正について〕

承認

教育長 それでは、定第37号議案について、小村総務課長、説明をお願いいたします。

事務局（総務課長） 議案綴りの3ページをお開きください。定第37号議案「代決処分の承認を求める件」でございますが、鹿児島市教育委員会人事評価実施規程の一部を改正する訓令について、教育委員会事務委任等規則の規定に基づき代決しましたのでこれを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものです。改正内容については、4ページです。概要を説明しますと、人事評価というのは、能力評価と業績評価の2つからなっております。能力評価は、前年10月1日から当年9月30日までの1年間を評価期間としておりますが、一方、業績評価については、4月1日から9月30日、10月1日から3月31日までというように、6ヶ月ごとの評価期間となっております。この度の改正は、能力評

価についても、その評価期間を業績評価に合わせるという見直しと、内容について、能力評価の評価方法を見直すという概要です。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

教育長 　ただ今の説明につきまして、何かご質疑ございませんか。

教育長 　どうぞ。

委員 　修正案のところに全体評語とありますが、これはどういうものでしょうか。

教育長 　はい、総務課長。

事務局（総務課長） 　追加の資料をお配りしますので、そちらで説明させていただきます。分かりにくい議案で申し訳ございません。具体的なシートをご覧になりながらのほうがよろしいかと思えます。

事務局（総務課長） 　今、お手元にお配りしたA4横が現在の評価シートです。右上に「現」と書いておられますのが、1枚目が能力評価シートの例です。2枚目が業績評価シートです。1枚目の能力評価シートに戻っていただきまして、上から中ほど、評価項目の「1. 信頼」や「2. 市民協働」などありますが、例えば、「1. 信頼」の、これが個別評価になりまして、ここでまず自己評価をして、1次評価、2次評価をした上で、評価が決まっていきます。これを個別評価、個別評語と表現しております。そしてそれを全体的に能力評価としてどういう評価になりますかということが、一番下のところになります。黄色の蛍光ペンで囲ってあるところですが、それで最後にできたものが全体評語となります。この度は、この全体評語を廃止しようということです。そして、3枚目に付けているA4縦で、字が小さくて見づらいですが、右上に「新」としてあるところです。上のほうが能力評価になります。下は業績評価です。その能力評価をご覧いただくと、一つ一つの個別評語の項目も変更になっておりますが、この個別評語を評価することで能力評価とする、という改正です。併せて、評価期間を業績評価に合わせるという修正案です。

委員 　事務局としては改正することによって、どんな改善が期待されますか。

事務局（総務課長） 　評価そのものは、市長事務部局に合わせて改正するものですが、能力評価については、今既にある項目について評価して、更に全体評価をするとした場合に、本当にその能力というものについて評価できているのか、というような観点からの見直しが1つあったと伺っております。業績評価というのは、個別の評価をしつつも、この人のその期間の業績を全体評価で図っていくという趣旨ですが、能力評価の場合は、全体で括ってしまうよりは、それぞれの項目で詳細に能力を把握し評価した方が、それぞれを工夫・独立した項目として評価し、今後の人材育成や人事評価等に生かしたいというような趣旨であらうかと思えます。以上です。

教育長 　評価するガイドというのは、整理されたという気はします。効率化も含めて適正な人事評価、また、今後の大きな課題としては給与への反映というのも、そもそもの目的としてはあります。第一歩として、これまでの評価の期間を踏まえて改正がなされたものというように私自身は理解をしているところです。

教育長 　よろしいでしょうか。

委員 はい。

教育長 他になければ、定第37号議案については、原案どおりとすることにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 新1年生見学パスポートの有効期限延長について

教育長 次に、報告事項(1)について、中管理部長、説明をお願いします。

事務局(管理部長) 議案つづりの19ページをご覧ください。報告事項(1)新1年
生見学パスポートの有効期限延長についてご説明いたします。同パスポートの
対象である13施設については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために
休館等がありました。それを踏まえて、当初の有効期限である8月31日を、
昨年度と同様に、12月31日まで延長しようとするものです。年末まで延長
することにより、冬休み期間を利用した家族揃っての施設利用も期待ができ、
科学・文化・美術・歴史等への関心と興味を高め、触れ親しむ機会を少しでも
多く確保できるものと考えております。以上です。

教育長 ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問くださ
い。

教育長 よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 市議会関係の審議結果等について

教育長 次に、報告事項(2)について、引き続き、中管理部長、説明をお願いま
す。

事務局(管理部長) 報告事項(2)市議会関係の審議結果等についてご説明いたしま
す。令和3年第3回市議会定例会が、9月1日から27日までの27日間開催
されました。代表質疑・個人質疑においては、教育委員会関係では210問の
質疑等がありまして、主なものとしては、学校における新型コロナウイルス感
染症対策と学習保障、いじめに関する課題などについて質問があったところ
です。下にありますように、市民文教委員会では、第37号議案「請負契約締結
(松原小学校校舎新築その他本体工事)の件」と、第38号議案「タブレット
端末購入の件」、第47号議案「令和3年度鹿児島市一般会計補正予算(第7

号)〔教育委員会関係分〕」について審議等が行われました。それに加えて、報告事項として、第二次鹿児島市教育振興基本計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施、松元公民館改修工事の完了、鹿児島市いじめ問題等調査委員会への諮問について、報告をしたところです。説明は以上です。

教育長 　ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

教育長 　よろしいでしょうか。
(なしの声あり)

教育長 　それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



(3) 鹿児島市立小中学校区審議会への諮問について

教育長 　次に、報告事項(3)について、佐土原学務課長、説明をお願いします。

事務局(学務課長) 　別紙、報告事項関係資料(3)をご覧ください。鹿児島市立小中学校区審議会への諮問について、報告します。まず、校区審議会と今回の諮問内容の概要から説明します。資料は、別紙の3ページをお開きください。真ん中ほどの条例第1条をご覧ください。鹿児島市立小中学校区審議会は、小中学校の校区について調査審議するために置かれているものです。平成30年度、令和元年度、2年度については、調査審議対象の校区がありませんでしたので、開催しておりません。今回、調査審議が必要と考える地域が出てきたことから、開催するものです。それでは、戻りまして、資料2ページの地図をご覧ください。今回、校区審議会に諮りますのは、地図の西陵小、西陵中に関わる校区です。地図においてAからGで示されている地域は、西陵小・西陵中が校区である西郷団地に隣接して宅地開発された場所であり、現在は、西陵小、西陵中以外の学校に指定されている番地となっている所です。これらの地域について、これまで校区変更の相談や要望があったことを踏まえ、今回、校区審議会に校区の変更を諮るものです。それでは、資料1ページにお戻りください。1の「目的について」です。これまで地元住民や町内会、開発業者からの西陵小・中への校区見直し等の要望に対し、校区外通学可能な緩衝地区としてきた西陵7丁目外の区域について、地理的状況や就学状況、通学距離や安全性などを考慮し、緩衝地区としての取扱いを改め、指定校区を西陵小・西陵中とすることについて、校区審議会に諮問し、答申を受けたいと考えているものです。なお、緩衝地区とは、主に新たな宅地などができた時に、そこを対象として、保護者の申出により指定された学校でない学校へ通学できるように配慮された地区のことです。また、今回、AからGに居住している全ての児童生徒は、この緩衝地区の要件から、もともと指定された学校ではなく、西陵小・西陵中に通学している状況です。2の「対象地」については、表に記載のとおりで、現行指定校区小学校の太柾の小学校を全て西陵小に、中学校は太柾の星峯中、紫原中とな

っているところを西陵中に変更したいと考えております。3の「今後の日程」については、11月下旬に校区審議会に諮問する予定としております。その後、校区審議会の答申を受け、教育委員会第10回定例会において、今回の校区変更に関して、議決をいただきたいと考えております。以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

教育長 　ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 　3点あります。1つ目は、このタイミングというのは、ようやく宅地開発が全部終了したということでしょうか。2つ目は、今回全部、西陵小・西陵中ということですが、学校の規模等からしてそれが恐らく妥当だと判断されての提案かと思いますが、その確認です。3つ目は、これも審議会で諮られると思いますが、実際に変更になる実施時期などを分かる範囲で教えていただければと思います。

教育長 　はい。以上3点、お願いします。

事務局（学務課長） 　はい。まずタイミングについてですが、地図にあります緑で囲ってあるこれらの地域、AからGをカバーしております西陵南町内会から要望書が出る予定ですので、それを受けて審議会に諮問するというものです。2点目の規模については、ここのAからGに居住している児童生徒は、小学校40人、中学校6人で、既に西陵小・西陵中に通学していますので、校区が変わることによって西陵小・西陵中の学級などに大きな変更などはなく、特に問題はないと考えております。3点目の実施時期については諮問を受けたいと考えておりますが、4月1日からこの新しい校区でと考えているところです。以上です。

教育長 　要は、1枚目の現行の指定校区はこうなっているけど、現状も西陵小に通っているという解釈でいいですか。

事務局（学務課長） 　はい。

教育長 　それから、中学校は西陵中に通っているということでもいいですか。

事務局（学務課長） 　1ページにあるのは、本来の指定学校ですが、説明の中で申し上げました緩衝地区ということでの対応をいたしまして、今ここのAからGに居住している子供たちは全て西陵小・西陵中に通っているのが現状です。

委員 　もう一度、確認ですけれども。町内会から要望があったのですか。

事務局（学務課長） 　はい。あと、それぞれの宅地を造成した業者、あるいは住んでいる住民からもこれまで要望や問い合わせ等があったところです。

教育長 　要望以前から現行指定だったけれど、今までも緩衝地域ということで現状の西陵小に通っていたという実態があったわけですね。だから、実態に合わせたものにしてほしいという意味の要望ということでもいいですか。

事務局（学務課長） 　はい、そのとおりです。

教育長 　従来こういう場合は、実施した時に兄弟がいるといろいろありますが、その措置も必要ない。この校区の場合は、指定校区だけでも現状は全て西陵小・西陵中に行っているのです、実施されても兄弟間で学校を変える、あるいは変わらないようにする手続きも不要な地域だということですか。

事務局（学務課長） はい、そのとおりです。

教育長 珍しい例だと思いますね。実態のほうが先行していて、ということですので。

事務局（学務課長） はい。

教育長 他の委員の皆さんから、何かございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



（7）令和4年度以降の成人関係式典等について

教育長 次に、報告事項（7）について、猿渡青少年課長、説明をお願いします。

事務局（青少年課長） 別紙、報告事項関係資料（7）をご覧ください。令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、本市で現在、20歳の方々を対象に実施している「新成人のつどい」を、令和4年度以降どのように行っていくのかを検討したところです。下の参考にありますように、本市では、市民意識調査や市立3高等学校の生徒への調査、アンケート、関係団体への意見聴取等から以下のとおりといたします。対象年齢は20歳（年度中に20歳に達する方）とし、実施時期は1月（成人の日を含む3連休内の1日）です。名称は、ひらがなで「はたちの集い」とします。趣旨としては、「二十歳を迎えた青年が、社会を担う一員としての責任と自覚を新たにもつとともに、主体的に自分の将来やふるさと鹿児島市の発展を考える機会とする。」といたしました。なお、令和4年1月の「新成人のつどい」の実行委員会に、来年度の対象となる方も加わっていただき、「はたちの集い」実施に向けて、イメージを持って活動していただくことを考えております。なお、このことについては、明日22日、市のホームページ等で広報いたします。以上です。

教育長 ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 この内容に関しては、以前も実施主体をどうするのか、ということが検討されていたと思います。その辺りは今どうなっていますか。

事務局（青少年課長） はい。実施主体のところは、現在のところ教育委員会青少年課を主体としながら、というところで動き出そうと考えているところです。

委員 それは公表などはしないのでしょうか。

教育長 中部長。

事務局（管理部長） 今年度、令和3年度と令和4年度の式典を極端に変えすぎると混乱するということで、令和4年度の新しい「はたちの集い」は市教育委員会で実施しようと思っています。ただ先ほど申し上げましたが、実行委員会のメンバーを、今年度から19歳になる人と20歳になる人を入れて、来年度、二十歳を迎えるにあたってのイメージを持ってもらうというようにしていま

す。これまでは単純に新成人をお祝いするという形でしたので市教育委員会が実施していましたが、趣旨が「主体的に自分の将来やふるさと鹿児島市の発展を考える機会」ということで、教育総合会議でも少し意見等もありました、Ｉターンと言いますか、市外・県外にいらっしゃる方が、鹿児島でこんな魅力的な町がある、こんな優良な企業がある、というところを紹介できる良い機会になるのかなというところで、経済界や市の組織も産業局など、そういったところも加わりながら、どこが中心となってやっていくのかということを見極めながら今後進めていきたいと思えます。少なくとも令和４年度ぐらいまでは教育委員会が主体となるべきというふうには動いているところです。

委員 今後、変容の可能性があるということだと思いますが、「令和４年度以降」と書いていますが、受け止め方としては、当面教育委員会がこれまでどおりやるだろうと考えると思えます。実施主体も含めて変容を考えていくのであれば、令和３年度、令和４年度をあまり変えないという方針はそれでいいと思えますが、少なくとも告知の段階でそういったものが今後変わっていくというか、発展的にしていくとか、そういった開示はしなくていいのでしょうか。おそらく変容した時の受け止め方が唐突になると思えます。こちらの意図とは違う形で受け止められてしまうことも懸念されると個人的には思いました。

教育長 中部長。

事務局（管理部長） 実際はこれまでずっとやってきた教育委員会からすぐ手放すのは難しい。教育委員会も加わっていかないといけない部分もあるということで、今はどうなるかまだ見えてないというのが現状です。

委員 いずれにせよ、方向性としては教育委員会だけではなくて共同自治体制みたいなものを模索していきたいということですよ。

事務局（管理部長） はい。

教育長 本来であれば、実施主体と令和４年度以降のあり方の検討は当然ワンセットが望ましいですが、この４年度以降の開催についてはいろいろな関係の方々早く方向性を示してほしがっている。実施主体については、管理部長が言いましたように、この趣旨を、我々が関連する市長事務部局、あるいは新しい実行委員の中で民間企業や経済団体等に趣旨を訴えながら、教育委員会を主体としながらオブザーバー的に増やしていくのかどうかですね。多面的な実施主体になるべきだと、この趣旨から考えております。イメージはありますけれども、具体的な方策自体はまだないというのが実態です。ただ、どうしても発表しなければならない要求があり期限が迫っているので、とりあえず「はたちの集い」という名称で１月に対象者２０歳という形で実施する、その公表のタイムリミットのほうが先行しているということです。

委員 はい。私が今拘っているのは、勿論まだ準備中だということは重々承知していますが、最初の案内として、そういった実施体制のことを何も記載せずに公表するというのもありだと思いますが、それで本当にいいのかということが質問の趣旨です。

教育長 この趣旨についてはいろんな反響もあるでしょうし、委員の皆さんのそれぞれ

れの立場からのご意見等を賜りながら、その趣旨に応じた実施主体がどうあるべきということは、研究していきたいと思っております。

教育長 他の委員の皆さんから、何かございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



(8) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に、報告事項(8)について、中管理部長、説明をお願いします。

事務局(管理部長) 議案綴りに戻っていただきまして、20ページをご覧ください。報告事項(8)教育委員会関係の主な行事について、ご説明いたします。美術館の特別企画展「フロム・ジ・エッジ」につきましては、鹿児島県の「まん延防止等重点措置」の実施を受けまして、10月1日からの開催を10月14日から延期しております。終了は11月7日までと期間が短くなったことから、通常は休みの11月1日月曜日は、臨時開館という形で対応していきたいと思っております。次に、11月3日文化の日に、美術館及びふるさと考古歴史館で常設展の観覧料を無料とし、科学館、異人館、西郷南洲顕彰館、かごしま文化工芸村で入館無料を予定しております。以上です。

教育長 ただ今の報告について、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

教育長 個人的に「フロム・ジ・エッジ」を昨日観てまいりましたが、本当に美術というか、芸術の枠が広がるというか、発想が変わるような世界でした。先ほどもありました、児童生徒にも是非見ていただけたらなと思う内容でございました。

教育長 よろしいでしょうか。

(なしの声あり)



7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 はい。本日の会議自体終了後、鹿児島市文化芸術推進基本計画の策定につきまして委員の皆様方にも事前にお知らせしておりますが、文化振興課からご説明をさせていただきたいと思っております。また、定例会の次回の日程についてご連絡いたします。次回の教育委員会定例会は、11月18日(木曜日)、今回18時からを予定しております。以上でございます。

教育長 文化振興課からは、15分程度ということでございます。ご都合、よろしいでしょうか。何か支障がある時には、お申し出いただければと思います。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

【以上】